

公 示

次のとおり、企画競争に関する委託先事業者の選定を行います。

公示第126号
令和3年3月23日

支出負担行為担当官
東京労働局総務部長 小林 淳

1 企画競争に付する事項

- (1) 件 名 不安定就労者再チャレンジ支援事業（Aブロック再度公告）
(2) 実施主体 東京労働局職業安定部職業安定課
〒102-8305
東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎12階
- (3) 事業概要 就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方がいる。
本事業は、就職氷河期世代に該当し、これまで正規雇用の機会に恵まれなかった方に対して、就職支援の充実・強化を図るため、民間職業紹介事業者への委託により、その有する専門知識及びノウハウを活かし、就職支援を総合的に実施する。
- (4) 契約期間 契約締結日から令和5年11月30日（木）まで
(5) 仕 様 「不安定就労者再チャレンジ支援事業に係る企画書募集要領」による。

2 企画競争参加資格に関する事項

- (1) 予決令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。
- ア 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者。
- イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過しない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）。
(ア) 契約の履行に当たり故意に製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意

- に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 令和 01・02・03 年度（又は平成 31・32・33 年度）厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、A、B又はC等級に格付けされている者であること。なお、競争参加資格を有しない者は速やかに資格審査申請を行う必要がある。
- (4) 労働保険及び厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（企画書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。）。
- (5) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
- ア 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
- イ 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (6) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。なお、本公告における法令等に違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。
- ア 企画書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までには是正を完了しているものを除く。）。
- イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
- ウ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
- エ 企画書提出時において、過去3年間に上記以外の厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

3 契約候補者の選定

「不安定就労者再チャレンジ支援事業に係る企画書募集要領」に基づき、提出された企画書等について評価を行い、契約候補者として標準プログラム実施会場である下記の1ブロックについて一者を選定する。

調達番号1：Aブロック（渋谷駅、新宿駅、池袋駅周辺の地域）

4 企画競争に係る説明会の開催

説明会は開催しないため、事業内容等の質問等については、下記6を踏まえて、問い合わせること。

5 企画書募集要領を交付する日時及び交付方法について

令和3年3月23日（火）～令和3年4月9日（金）12時00分

企画書募集要領については、上記の期間中、東京労働局ホームページに掲載するので、ダウンロードの上、使用すること。

ダウンロードする場合は、必ず、下記担当者へメールすることとし、メールの件名は、本事業に係る企画書募集要項等の交付を希望するものであることが分かるものとし、メールの本文に所属・氏名・電話番号を記載すること。

メールアドレス：jakunen-tokyo@mhlw.go.jp

東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎12階

東京労働局職業安定部職業安定課若年雇用係

担当：高柳・成井

TEL：03-3512-1657

6 企画書募集に関する質問の受付及び回答

(1) 受付期間 令和3年4月9日（金）12時00分まで

(2) 受付先 上記5に同じ

(3) 受付方法 電子メールにて受付する。

なお、メールの件名は本事業に係る問い合わせであることが分かるものとする。

(4) 回答期日 令和3年4月13日（火）17時00分までに、企画競争参加予定者に対してメールにて回答する。

ただし、企画競争に影響しない軽微な質問については、質問者のみに回答する。

7 企画書等の提出期限等

(1) 提出期限 令和3年4月15日（木）必着

(2) 提出先 上記5に同じ

(3) 提出方法 書留郵便に限ることとし、提出期限までに到着するよう送付すること。また、封筒表紙に「不安定就労者再チャレンジ支援事業 企画書在中」と朱書きすること。

(4) 提出書類 「不安定就労者再チャレンジ支援事業に係る企画書募集要領」において定めた書類

8 企画提案会の開催

新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、有効な企画書等について書面審査により実施することとする。

9 その他

(1) 企画書等及び契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 企画書等の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した企画書等、その他企画競争参加条件に違反した者の企画書等は無効とする。

(5) 契約候補者の選定

「不安定就労者再チャレンジ支援事業に係る企画書評価委員会設置要綱」に基づき、企画書等について評価を行い、業務の目的に最も合致し、かつ最も評価の高い企画書等を提出した一者を選定し、契約候補者とする。

(6) その他

詳細については「不安定就労者再チャレンジ支援事業に係る企画書募集要領」による。